再生フロン回収に関する重要なお願い

2026（令和８）年１月１日
尾道回収冷媒管理センター
有限会社モスト
一般社団法人広島県冷凍空調工業会

当会が実施いたします「再生フロン事業」において、お取り扱いをしています「引取等証明書、再生証明書」に関するお願いです。

フロン排出抑制法では、管理者が引取等証明書を充填回収業者から受け取った時点で、当該回収フロンの処理（破壊・再生）に関する責任が 49 条例外引渡者・充填回収業者・破壊処理業者・再生業者へ移譲されます。従いまして、管理者は再生証明書の受け取りを必要としないことになっています。

49 条例外引渡者の尾道回収冷媒管理センターでは引取等証明書を発行します。また、再生処理を行う㈲モストでは再生証明書が必要な場合を除き発行はいたしませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、再生証明書を必要とされる場合におかれましても、搬入のタイミングや事務処理の都合上、発行までに時間を要することも想定されますので、搬入時に尾道回収冷媒管理センターあるいは㈲モストにお問い合わせくださいますようお願いいたします。

以上